

見積り作成リーフレット 2026年度版

見積りをしっかりと つくるぞ



2025年12月に
全面施行

「担い手3法」

①建設業法 ②品確法 ③入契法

処遇改善

2025年12月から

国が作成した適正な賃金の目安となる「標準労務費」を導入

著しく低い労務費での見積りを禁止

↑違反発注者は勧告・公表

原価割れとなる金額での受注を禁止

国が賃金支払いや休日取得に関する現場の実態を把握・公表

価格転嫁

コスト上昇のリスクを工事契約前に受注者から発注者へ通知することを義務化

資材高騰が起きた場合の請負代金などの変更方法を契約書に記載することを義務化

実際に資材が高騰した時、発注者が受注者の求める協議に応じることを努力義務化

働き方改革・生産性向上

2025年12月から

著しく短い工期での受注を禁止(工期ダンピング対策を強化)

多くの下請け事業者を使う建設業者に対して、情報通信技術(ICT)を活用した効率的な現場管理を努力義務化

一定の条件下で、現場技術者が複数現場を兼任可能に

▶賃金アップ
▶労働時間短縮
▶下請けへのしわ寄せ防止
が前進へ!

国土交通省
第三次・担い手3法
ポータルサイト



第三次担い手3法が2025年12月全面施行 「商慣習をかえていこう!!」

2025年12月12日、第三次担い手3法が全面施行となりました。中央建設業審議会(中建審)が勧告した「労務費に関する基準」では、個々の技能者に、その経験・技能に応じた適正賃金が支払われるようにするため、公共工事・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用する建設事業者の、全ての取引段階における建設工事の請負契約において、適正な労務費(賃金の原資)の確保が示されました。2026年6月現在、住宅分野を含む22職種・分野(型枠、鉄筋、左官、潜かん、橋梁、造園、住宅分野、電気、とび、土工、空調衛生、切断穿孔、警備、計装、塗装、内装、板金、屋根ふき、解体、防水、さく岩、タイル・サッシ・ガラス、エクステリア、上下水道)で労務費の基準値が公表され、建設業全体で技能労働者の適正な賃金支払いを目指すことが求められていきます。

全建総連は2024年、全国60万人の組合員の力を結集し、「建設労働者の雇用改善、担い手確保・育成に関する100万人国会請願署名」に取り組み、参議院で請願採択を勝ち取りました。この取り組みは今般の「改正担い手3法成立」の後押しとなり、発注者と元請、全ての下請事業者において適正な労務費を確保すること、そして技能労働者の適

正な賃金・労務報酬の支払いについて義務化されました。技能労働者の適正な賃金支払いの基準については、国土交通省が「CCUSレベル別年収」を改定し、標準値が設定されました。この年収基準を活用し、雇用する技能労働者に支払っている年収が「標準値」を下回る事業者については、発注者や元請などとの請負契約で労務費をダンピングしていないか、重点的に確認することになっていきます。

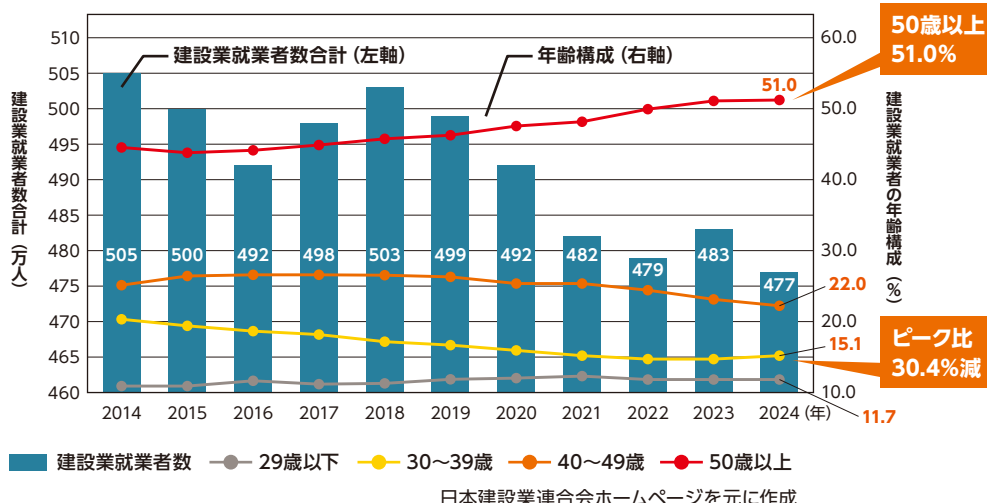
これまでの「上流から下流へ価格が決まる」といった建設業の商慣習を、「下流から上流へ価格が決まる」構造へ変革していくため、全ての契約段階の工事金額に、適正な賃金・労務費・必要経費等をしっかりと積み上げていくことが必要となります。

このリーフレットを活用し、「適正な労務費・経費を計上した工事費」と「適正な工期」で見積書を作成し、そして書面で契約し、追加変更工事は再見積りと再契約を求め、「技能労働者の処遇改善と担い手確保」をすすめていきましょう。

リーフレットは神建連、神奈川土建、埼玉土建、千葉土建、東京土建で共同作成し、活用しています。

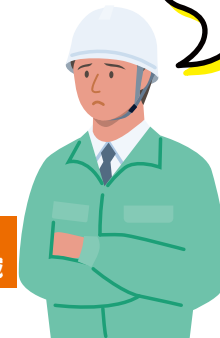
担い手確保・処遇改善が課題

現状は就業者減少&高齢化進行



人手が足りず…

- ・工期の遅延
- ・工事品質の低下
- ・施工コストの上昇
- ・技術継承の停滞
- など発生



もっと魅力的な
仕事にしないと
人が集まらない



賃金は低いが労働時間は長い

建設業 **443**万円/年 **1987**時間/年

全産業 **527**万円/年 **1939**時間/年

出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
(2024年)※賃金は「生産労働者」の値

出典:厚生労働省「毎月勤労統計調査」
(2024年度)

担い手3法 新ルールを導入

- ▶ 建設業者に対し、労働者の**適正な処遇確保を努力義務化**（建設業法第25条の27）
- ▶ 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」に加え「**労務費に関する基準**」を作成・勧告し、**適正な労務費を提示**（同第34条第2項）
- ▶ 適正な労務費等に比べ著しく低い労務費等※1による**見積りや見積り変更依頼を禁止**（同第20条第2項、第6項）
- ▶ 総価として原価に満たない金額による**契約締結を受注者にも禁止**（同第19条の3第2項）
- ▶ **著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止**（同第19条の5第2項）
- ▶ 違反した建設業者は**指導・監督／発注者※2は勧告・公表の対象**（同第41条第1項等、第19条の6）

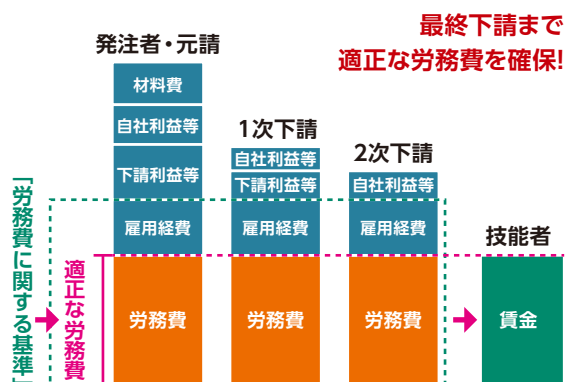
※1 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

※2 適正な労務費を含む通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結による勧告の対象になり得るのは公共発注者のみ



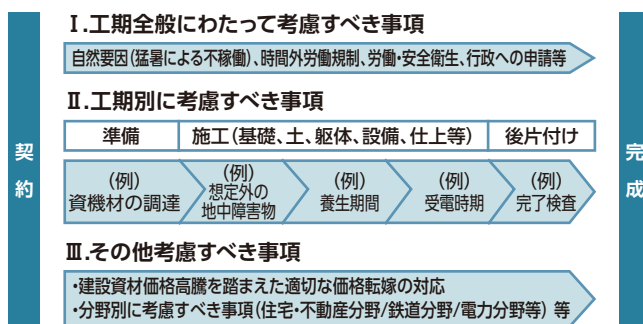
労務費に関する基準イメージ図

（2025年12月2日 中央建設業審議会決定）



工期に関する基準（2024年3月27日 中央建設業審議会決定）

注文者・受注者双方が「**工期に関する基準**」を考慮し、**適正な工期を設定!**



注文者（元請・下請問わず）が守るべきこと…

- ① 受注者（下請）から提出された「**見積書**」を考慮すること（建設業法第20条第4項）※努力義務
- ② 通常必要な金額（適正な価格）を著しく下回る**変更依頼が禁止**（同第20条第6項）
- ③ 「通常必要と認められる期間」より著しく短い**工期による契約締結を禁止**（同第19条の5第1項）



受注者（1次・2次・3次下請（一人親方含む）問わず）が守るべきこと…

- ① **見積書の作成**
- ② 通常必要な金額を著しく下回る**見積りの禁止**（同第20条第2項）
- ③ 「通常必要と認められる期間」より著しく短い**工期による契約締結を禁止**（同第19条の5第2項）

これらに違反した場合には…

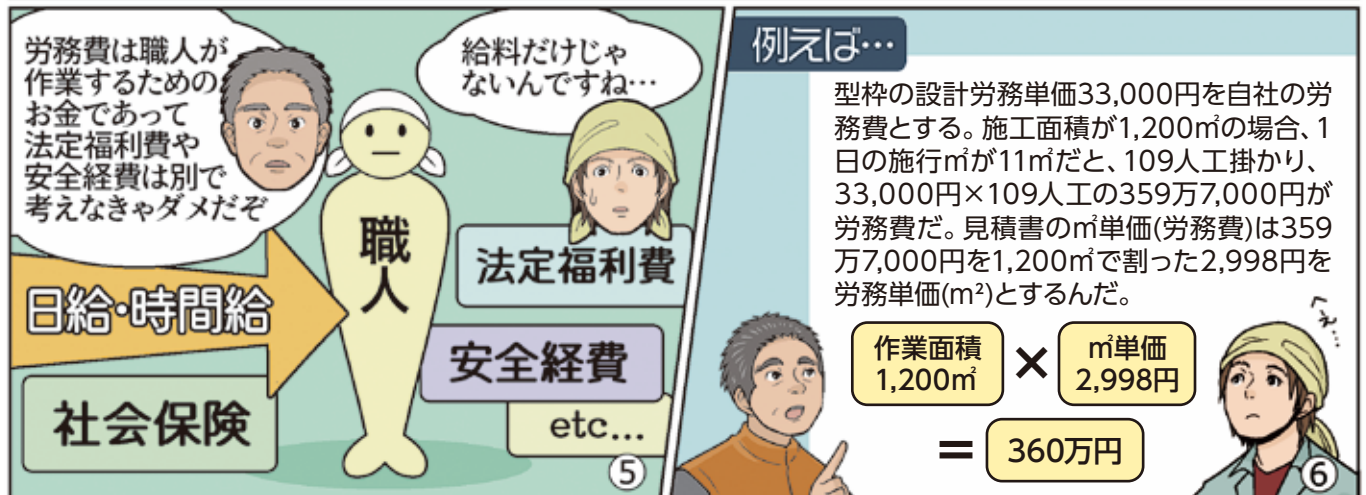
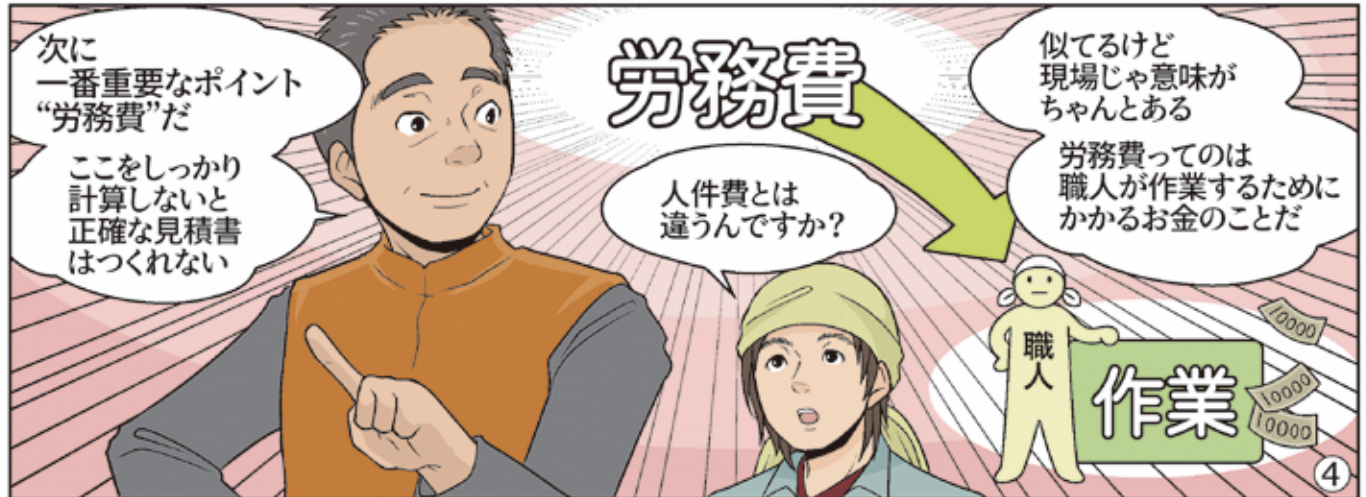
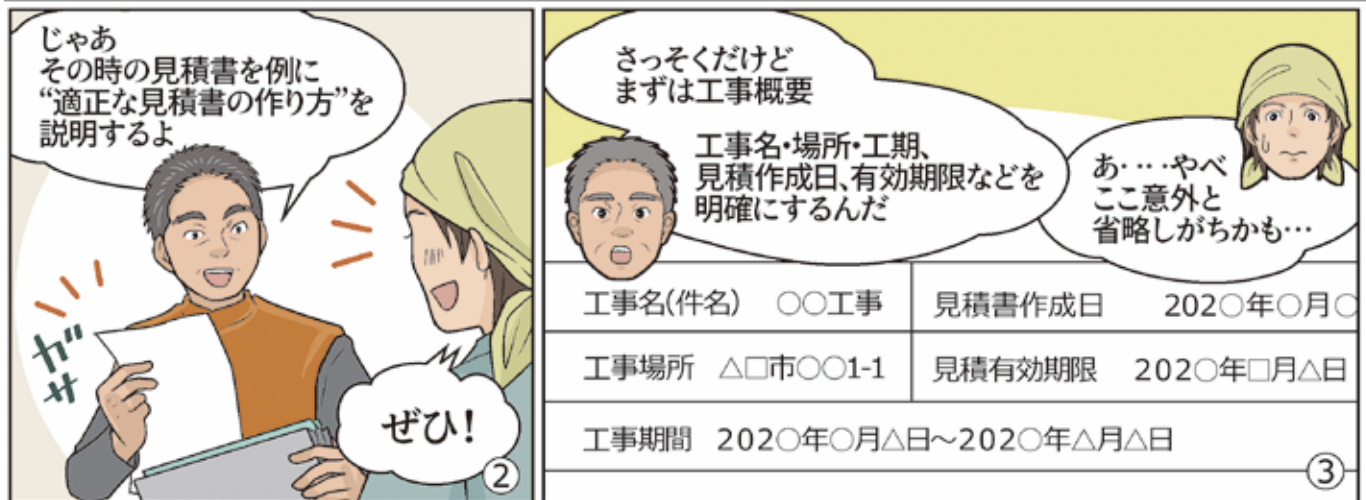
発注者→国土交通大臣等から**勧告・公表**（建設業法第20条第7項）

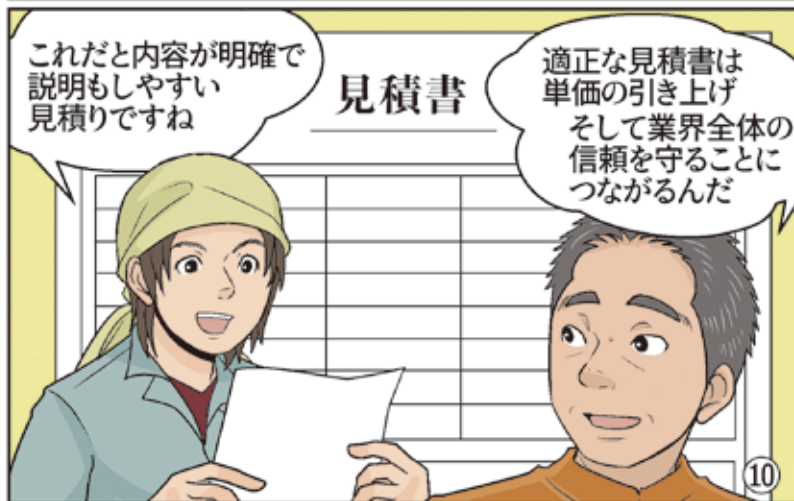
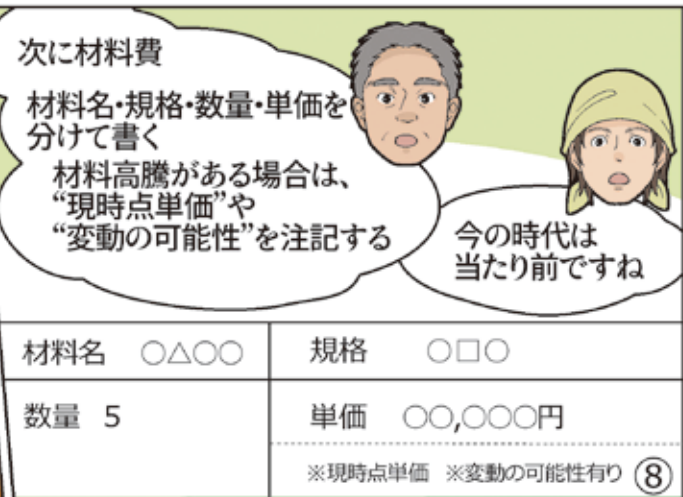
建設業者→国土交通大臣等から**指導・監督**（建設業法第28条、第41条第1項等）

「マンガで学ぼう」工事費を細分化して見積書作成するには…

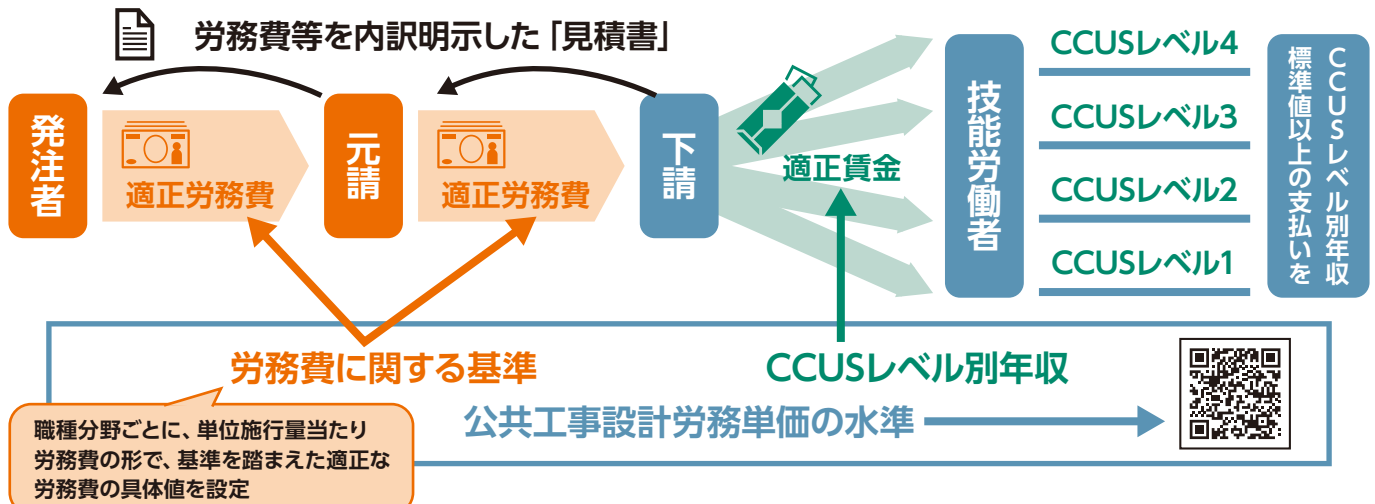
P3へ

マナブの 見積りマスター への道!



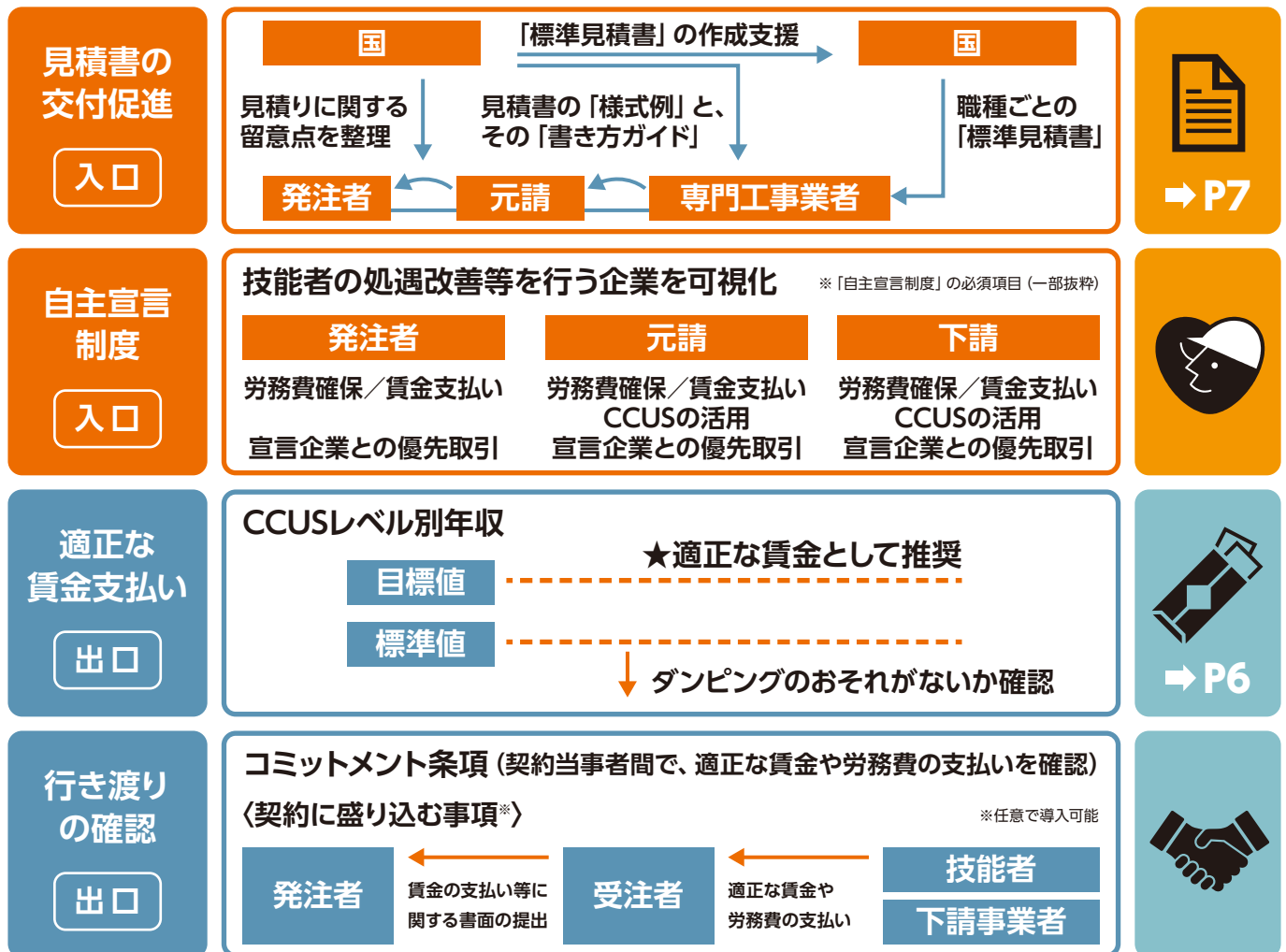


「労務費に関する基準」の実効性確保



- ✓ 技能者の処遇確保を前提とした価格や質で競争
 - ✓ 処遇改善に取り組む事業者が競争上不利にならないようにする
- ➡ **健全な競争環境を実現**

実効性確保



国交省「労務費に関する基準ポータルサイト」を開設

国交省は、労務費に関する基準の本文をはじめ、労務費の基準値、CCUSレベル別年収、その他関連施策についての情報をまとめた「労務費に関する基準ポータルサイト」を2025年12月に開設しました。



CCUSレベル別年収の概要(2026年4月改定)

- ◎建設キャリアアップシステム (CCUS) の能力評価に応じた**賃金の実態**を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- ◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。

	レベル 1 (単位: 万円) (標準値 ~ 目標値)	レベル 2 (単位: 万円) (標準値 ~ 目標値)	レベル 3 (単位: 万円) (標準値 ~ 目標値)	レベル 4 (単位: 万円) (標準値 ~ 目標値)
全 国	395 ~ 535 以上	444 ~ 599 以上	472 ~ 664 以上	572 ~ 754 以上
関 東	418 ~ 567 以上	470 ~ 635 以上	500 ~ 704 以上	606 ~ 800 以上
参考①特殊作業員	416 ~ 563 以上	468 ~ 631 以上	490 ~ 692 以上	603 ~ 792 以上
参考②普通作業員	350 ~ 473 以上	393 ~ 530 以上	412 ~ 581 以上	506 ~ 665 以上

CCUSレベル別年収関東ブロック(2026年4月改定)

→自分の職種のレベル別年収を確認しよう

能力評価分野		レベル 1 (単位: 万円)		レベル 2 (単位: 万円)		レベル 3 (単位: 万円)		レベル 4 (単位: 万円)	
		標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
1	電気工事	393	563以上	454	636以上	500	761以上	588	823以上
2	橋梁	520	703以上	586	787以上	660	896以上	757	1004以上
3	造園	387	532以上	416	582以上	435	639以上	528	699以上
4	コンクリート圧送	441	597以上	496	668以上	520	733以上	639	839以上
5	防水	492	665以上	554	744以上	624	847以上	716	949以上
6	トンネル	488	659以上	549	738以上	619	840以上	710	941以上
7	建設塗装	469	642以上	531	720以上	595	830以上	687	922以上
8	左官	479	650以上	533	723以上	590	816以上	685	909以上
9	機械土工	446	604以上	502	676以上	526	742以上	647	849以上
10	海上起重	456	617以上	511	690以上	535	757以上	658	864以上
11	PC	480	652以上	534	725以上	591	818以上	687	911以上
12	鉄筋	453	612以上	509	684以上	574	780以上	658	873以上
13	圧接	453	612以上	509	684以上	574	780以上	658	873以上
14	型枠	447	604以上	503	676以上	567	770以上	650	862以上
15	配管	368	528以上	425	595以上	468	713以上	551	771以上
16	嵩・土工	442	598以上	498	669以上	561	762以上	643	853以上
17	切断穿孔	434	587以上	488	658以上	511	721以上	629	826以上
18	内装仕上工事	472	638以上	531	713以上	598	813以上	686	910以上
19	サッシ・カーテンウォール	457	618以上	515	691以上	580	787以上	665	882以上
20	エクステリア	465	631以上	517	702以上	573	792以上	665	882以上
21	建築板金	490	663以上	552	741以上	622	845以上	713	946以上
22	外壁仕上	461	632以上	522	708以上	585	816以上	675	906以上
23	ダクト	370	530以上	427	598以上	470	716以上	553	775以上
24	保温保冷	362	519以上	418	586以上	460	701以上	542	758以上
25	グラウト	452	612以上	507	684以上	531	751以上	652	857以上
26	冷凍空調	364	522以上	420	589以上	463	705以上	544	762以上
27	基礎ぐい工事	397	537以上	447	602以上	474	664以上	576	757以上
28	タイル張り	383	518以上	431	579以上	486	660以上	557	739以上
29	消火設備	386	554以上	446	625以上	491	748以上	578	809以上
30	建築大工	420	568以上	473	635以上	533	724以上	611	811以上
31	ガラス工事	460	622以上	518	695以上	583	792以上	669	887以上
32	土工	434	587以上	488	658以上	511	721以上	629	826以上
33	ウレタン断熱	362	519以上	418	586以上	460	701以上	542	758以上
34	発破・破砕	441	596以上	496	668以上	526	737以上	639	841以上
35	建築測量	447	604以上	503	676以上	567	770以上	650	862以上
36	圧入	463	626以上	519	700以上	550	773以上	668	879以上
37	さく井	434	587以上	488	658以上	511	721以上	629	826以上
38	解体	430	581以上	483	651以上	512	718以上	623	819以上
39	計装工事	382	549以上	442	619以上	487	741以上	573	802以上
40	土質改良	402	543以上	450	608以上	472	667以上	579	761以上
41	潜函	529	715以上	596	800以上	671	912以上	770	1021以上
42	住宅建築関連	423	579以上	479	649以上	537	748以上	619	831以上
43	都市トンネル	488	659以上	549	738以上	619	840以上	710	941以上
44	道路等法面保護工事	440	595以上	496	666以上	558	759以上	641	850以上
45	斜面防災	391	529以上	440	593以上	467	654以上	567	746以上
参考①特殊作業員		488	587以上	488	658以上	511	721以上	629	826以上
参考②普通作業員		440	523以上	435	586以上	456	643以上	560	736以上
全職種平均		391	567以上	470	635以上	500	704以上	606	800以上

労務費を算出し標準年収以上を支払っていこう

問1 見積書は各工程・工種の歩掛り単価で作成していますか？（例1,500円／1m、2,000円／1カ所など）
1人工で1日労務単価として作成していますか？（例1日2万5千円）
材工一式の総価方式で作成していますか？

- ①歩掛り単価で作成している
- ②1人工で作成している
- ③総価方式で作成している
- ④見積書を作成していない（上位会社から発注書が届くまたは請求書作成のみ）

※①の方は問2の公共工事設計労務単価から逆算して歩掛り単価を計算しましょう。

※②の方は1人工単価を問2の公共工事設計労務単価に変更していきましょう。

②の方はP13の見積書を参考に項目ごとに労務費と必要経費を積み上げて計算しましょう。

※③の方はP9の項目別に計算・内訳明示することからはじめましょう。

※④の方は上位会社へ見積書提出を相談してみましょう。

問2 ご自身の職種の公共工事設計労務単価は

円

問3 従業員の標準年収を把握しよう、P6のCCUSレベル別
年収概要から日額・月額を算出しましょう

レベル別年収 円

CCUSレベル未判定の場合は、レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者を参考にレベルを推定してください。

レベル別年収を国交省が示す標準年間労働日数234日で割った金額 円（日額）

日額 円に月平均労働日数19.5日を掛けた金額 円（月額）

算出した賃金を確保していく「労務費」が必要です。①労務費の基準、②公共工事設計労務単価をもとに工種単価を算出、または1人工単価の場合は公共工事設計労務単価をもとに見積書を作成していきましょう。

歩掛りを計算してみよう

その工事にかかわる労務費を計算

「労務費の基準」が公表されている場合は、その基準を使用。

「労務費の基準」が公表されていない場合は、設計労務単価を1日の労務基準とし、歩掛りを計算。

公共工事設計労務単価
33,000円の場合

1日50㎡施工できる → 660円／㎡

1日5カ所施工できる → 6,600円／1カ所

1日30m施工できる → 1,100円／m

労務費の基準について

		対象工事		「労務費の基準値」の前提となる標準的な規格・仕様	
工事の種類		●●工事			
標準的な規格・仕様		□□□			
条件	××の種類	×××			歩掛と設計労務単価から算出した「労務費の基準値」
	△△の種類	△△△			
労務費の基準値 (例)		1,754 (円/㎡) (例)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/㎡)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 ×設計労務単価 (円/㎡)	算出根拠 (内訳)
	●●工	0.05	30,000	1,500.00	
	■作業員	0.01	25,400	254.00	
	合計			1,754.00	
		日当たり作業量 (参考値)		日当たり作業量 (参考値)	
		(㎡/人・日)		※施工単位当たり歩掛の合計の逆数	
		16.67㎡/人・日 =1÷0.06人・日/㎡			

「労務費の基準」の示し方(案) ※やむを得ず歩掛が定性的なパターン
 設計労務単価：令和〇年〇月から適用する公共工事設計労務単価による
 労務歩掛：歩掛は、以下に示す作業内容・設定条件に照らして、現場に応じて適正に見積もったものとする。
 【代表的な歩掛の作業内容】□□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業等
 【条件】構造等の施工条件等
 【留意点】主な作業内容としては、…(上記【代表的な歩掛の作業内容】を補足する内容を記載することを想定)を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 …(例えば、作業に当たっての制約要件(作業場所の広さ等)など【条件】を補足する内容を記載することを想定)を基本とする。



労務費の基準が公表されていない場合には…

「労務費の基準」は、具体的な労務費の金額を示すものではありません。公共・民間工事を問わず、「公共工事設計労務単価×施工条件に合った歩掛×施工量」で適正な労務費を算出するという基本的な考え方をまとめたものです。22職種134工種(2026年6月現在)で示された「労務費の基準値」には具体的な金額が盛り込まれましたが、現場条件に応じて調整する必要があります。「労務費の基準」を参考にしながら、労務費を内訳明示した見積書を作ることが、価格交渉の第一歩となります。

基準値(例)	労務単価部分	歩掛
15万円/t	← 3万円/人日 公共工事設計労務単価相当	× 5人日/t 標準歩掛
● 施工条件 悪 18万円/t	← 3万円/人日	× 6人日/t
● 施工条件 良 12万円/t	← 3万円/人日	× 4人日/t
● 歩掛 良 6万円/t	← 3万円/人日	× 2人日/t
● 労務単価 高 20万円/t	← 4万円/人日	× 5人日/t
✕ 労務単価 低 6万円/t	← 1.2万円/人日	× 5人日/t

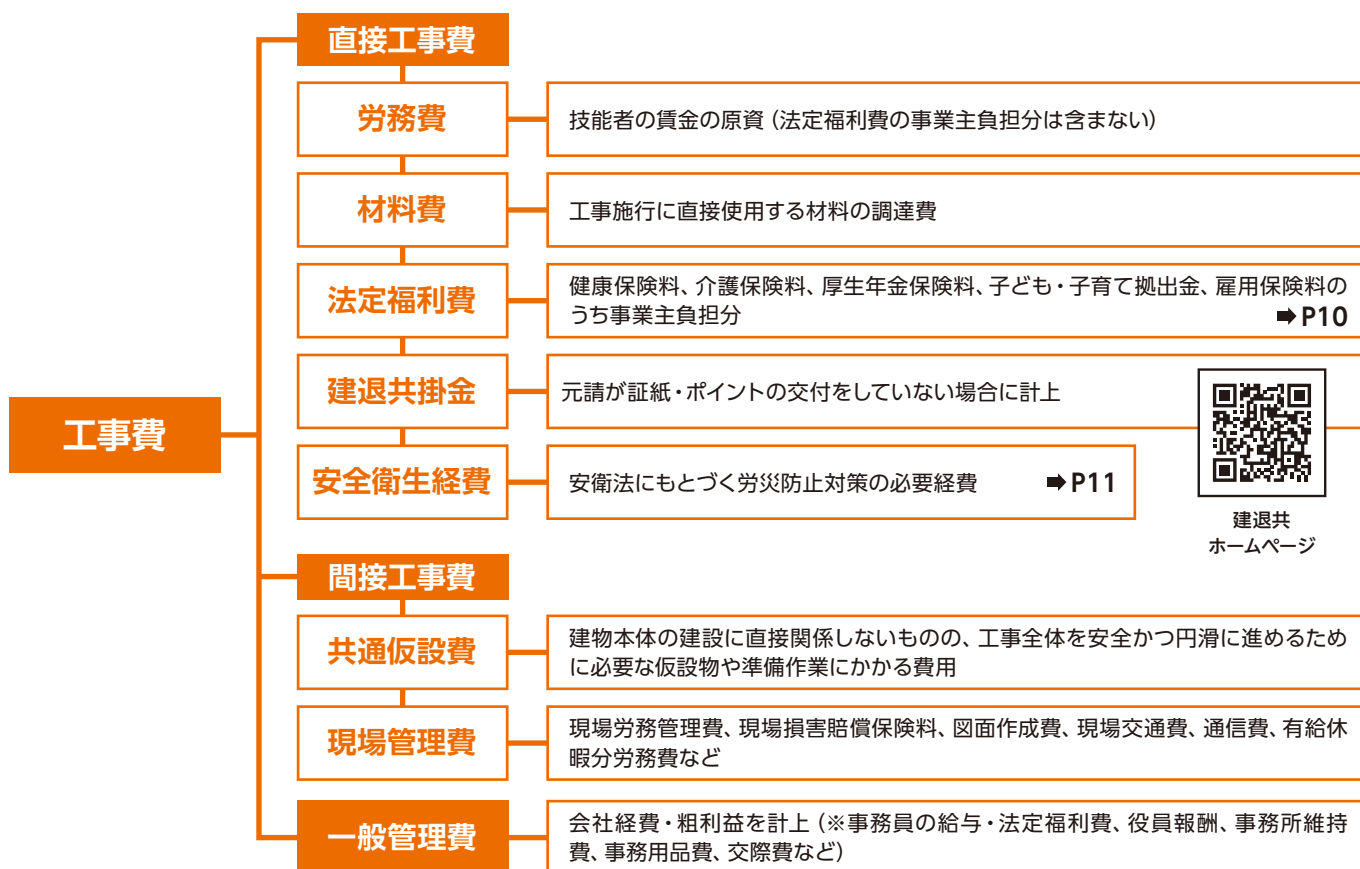


※労務費は、上記の単位施工量当たりの単価に、施工量を乗じた値となる
 出典：建設新聞電子版（2025年12月17日）

見積書を項目別に作成していこう

工事全体の金額（工事費）を算出するために項目別に計算、内訳明示していきましょう。

見積書は、「工事の種別」ごとに「経費の内訳」を作業日数や準備日数を含めて作成する必要があります。



直接工事費

工事を行うために現場で直接必要になる費用の合計を指します。工事を進めるために「現場で実際に使うもの」「現場で実際に働く人」に対して発生する費用のことです。建設業の原価の中でも一番大きい部分です。これらの費目は、単に見積書に記載される項目というだけでなく、最終的な工事利益を左右する「見積原価」を構成する重要な要素でもあります。

間接工事費

間接工事費とは工事を遂行する上で間接的に必要となる費用を指します。具体的には、現場管理従業員の給料や交通費、保険料、通信費、事務用品費、福利厚生費などが含まれます。これらは直接工事費のように特定の工事項目に直接紐づく費用ではありませんが、工事全体を円滑に進める上で不可欠な経費です。間接工事費は、直接工事費の一定割合として算出されることが多いですが、工事の規模や期間、難易度によって変動するため、適切な計上が求められます。この費用を正確に見積もることで、工事の赤字を防ぎ、適正な利益を確保することにつながります。

諸経費

諸経費は、工事を遂行するうえで欠かせない費用の総称で、主に以下のものが含まれます。

- ・共通仮設費：仮設トイレ、仮囲い、足場など現場で共通して使用する設備の費用
- ・現場管理費：現場管理従業員の人件費、交通費、通信費、消耗品費など
- ・一般管理費（会社の管理コスト）：事務所家賃、事務員の給与、光熱費、保険料、事務消耗品など

（一般管理費は、会社全体の運営に必要な費用のことで、特定の工事に直接かかわらない経費を指します。具体的には、役員報酬や従業員の給料、事務所の家賃、水道光熱費、広告宣伝費、研究開発費などがこれに該当します。これらの費用は、工事原価に直接は含まれませんが、企業活動を維持し、将来的な利益を確保するために不可欠な経費です。そのため、見積書では適切な割合を計上し、企業の健全な経営を維持することが重要になります）
これらは直接工事費の一定割合で算定されることもありますが、工事規模・期間・リスクによって調整・算出が必要です。

全建総連版標準見積書
事業者用



全建総連版標準見積書
一人親方用



法定福利費の計算方法 (基本的な考え方)

法定福利費の把握を

雇用する現場労働者・従業員の法定福利費を個人レベルで把握する計算方法になりますが、「労務費の基準」で算出した「労務費」に法定福利费率(10～16.6%)を掛ける算出方法でかまいません。

法定福利費を自社で把握するための基本的な考え方になります。

※健保適用除外承認を受け、厚生年金に加入している事業所で、建設国保の保険料の一部を事業主が負担している場合も同様に集計します。
積極的に建設国保の保険料についても労使折半し、事業主負担相当分を請求しましょう。

法定福利費保険料率

2026年度 東京都の場合

種類	保険料率	
健康保険	$9.85\% \times 1/2$ (事業主負担分)	4.925%
介護保険(40～64歳)	$1.62\% \times 1/2$ (事業主負担分)	0.81%
厚生年金保険	$18.3\% \times 1/2$ (事業主負担分)	9.15%
子ども・子育て拠出金(全額事業主負担分)		0.36%
雇用保険(建設の事業:事業主負担)		1.05%
子ども・子育て支援金	$0.23\% \times 1/2$ (事業主負担分)	0.115%
		16.41%
※介護保険(40～64歳) 対象外の場合		15.6%

法定福利費の基本的な算出方法の例

手順
1

材料費、労務費や一般管理費等を、
工事業種や各事業所の実情に合わせて算出する

見積の内訳	
項目	金額
①材料費	200,000円
②労務費	530,000円
③一般管理費 (法定福利費を除く) (①+②) × 10%	73,000円
小計	803,000円

一般管理費の判断基準は、
●過去の実績に基づく経験値
●各専門工事業団体毎に公表している標準見積書の割合等の妥当かつ適切な割合による

①材料費			
	数量	m単価	合計
材料費	200	1,000円	200,000円

②労務費						
	人数	日額	合計	年齢	健保	備考
A職長	4	35,000円	140,000円	45歳	協会	月給70万円、月労働日数20日
B職長	5	33,000円	165,000円	44歳	協会	月給66万円、月労働日数20日
C作業員	5	27,000円	135,000円	38歳	建設国保	月給54万円、月労働日数20日
D作業員	3	23,000円	69,000円	32歳	建設国保	月給46万円、月労働日数20日
E作業員	1	21,000円	21,000円	29歳	建設国保	月給42万円、月労働日数21日
合計	18		530,000円			

③一般管理費	
(材料費200,000円+労務費530,000円) × 10%	

$530,000 \times 16\% = 84,800$ 円を法定福利費として計上してもOK

手順
2

算出した労務費に法定保険料率を乗じて
法定福利費を算出します

① × ②

保険の種類	①法定福利費保険料率 (事業主負担分)	対象者 (職長・作業員)	②対象金額 (労務費)	法定福利費 (相当分含)
健康保険料	4.925%	A、B(C、D、E)	305,000円 (140,000+165,000)	15,021円 建設国保 +事業主負担相当分
介護保険料	0.81%	A、B(C、D、E)	305,000円 (140,000+165,000)	2,470円 建設国保 +事業主負担相当分
厚生年金保険料	9.15%	A、B、C、D、E	530,000円 (140,000+165,000+135,000+69,000+21,000)	48,495円
子ども・子育て拠出金	0.36%	A、B、C、D、E	530,000円 (140,000+165,000+135,000+69,000+21,000)	1,908円
雇用保険料	1.05%	A、B、C、D、E	530,000円 (140,000+165,000+135,000+69,000+21,000)	5,565円
子ども・子育て支援金	0.115%	A、B、C、D、E	530,000円 (140,000+165,000+135,000+69,000+21,000)	609円
合計				74,068円 建設国保 +事業主負担相当分

※法定福利費保険料率は2026年東京都で算出 ※雇用保険は全年齢適用 ※介護保険料は40歳以上65歳未満が対象のため、CDE作業員分は負担無し
※「健保適用除外制度による建設国保加入」のCDE作業員の建設国保事業主負担分がある場合は、事業主負担分を法定福利費として算出・計上する
※2026年度より子ども・子育て支援金がはじまり、標準報酬月額0.23% (事業主負担分0.115%) となる

内訳明示した法定福利費の項目に記載

工事における安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)

[illegible]

法令等により実施者が明らかな主な安全衛生対策項目（必要に応じて追記）	
【下請が実施する対策項目】	【下請が実施する対策項目】
安全衛生管理体制	健康診断
○安全衛生に向けた人員配置	○健康診断
○委員会の設置	・一般定期健康診断
○安全衛生管理体制	・特定業務健康診断
○労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)	・メンタルヘルス対策
労働者の就業に当たった措置	追加項目があれば計上
○安全衛生教育	◆確認表をもとに安全衛生経費の費用負担者を明確にし、
・雇入れ時教育	下請人が該当者となる項目を積み上げます。
・職長・安全衛生責任者教育	積み上げ方は3つの考え方に基づきます。
・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育	①個別に積み上げる。
・健康教育等	例：防塵マスク×5枚＝15,000円
・メンタルヘルスクアを推進するための教育研修	②経費率で計上する。工事金額や労務費に乘じて計算する。
○作業従事者への技能講習、特別教育	例：労務費100万円×9%＝90,000円
○作業主任者への技能講習	③上記を併用する。
○リスクアセスメント（作業手順書等）	【注文者が実施する対策項目】
○危険有害業務従事者への教育	安全衛生管理体制
○作業従事者、作業主任者が必要な免許	○安全一般に関する事項
	追加項目があれば計上

一人親方も請求しよう

第三次担い手3法によって、建退共掛金や安全衛生経費は見積書の内訳明示の対象になりましたが、それらの経費に加えて法定福利費やその他事業に必要な経費を請求しなければ、一人親方の処遇改善にはむすびつきません。ここでは一人親方の見積りの考え方の例を示しますので、ご自身の状況に合わせ、根拠をもって見積りに反映させ、請求しましょう。

1、法定福利費相当額(建設国保、国民年金)

一人親方の法定福利費は本人負担とされ、見積書の内訳明示の対象になっていませんが、相当額を処遇改善のために請求・確保する必要があります。

①土建国保料

月の保険料の金額から月平均の稼働日数を割って、1日当たりの金額を算出して請求する。
 $48250円 \div 21日^* = 2297円$ (一人親方4人家族の参考額)

※一般的な週休2日の企業の平均稼働日数 $40時間 \div 8時間 = 5日$ 、年間52週あるので $5 \times 52 = 260日$ (稼働日数)、 $260日 \div 12か月 = 21.6日$ (週休2日で法律一杯1日も休まない計算)

②国民年金保険料

$17920円 \div 21日 = 853円$

法定福利費相当額として $2297円 + 853円 = 3150円$ を1日あたりの法定福利費相当額として労務費に上乗せして請求する。

2、一人親方労災

一人親方労災は任意加入の制度を前提としており、厳密には法定福利費ではありませんが、万が一の生活保障として欠かせない制度です。全建総連の見積書様式では別枠

明示する形式を採用しています。計算は年間保険料を日額に直し、就労日数を乗じて算出します。

$124100円$ (給付基礎日額20000円) $\div 365日 = 340円$

3、安全衛生経費(内訳明示の対象)

現場ごとに掛かる安全衛生経費を積み上げて計算、または自身の確定申告を参考に、安全衛生経費を抜き出し、売上から割合を求め、相手方に根拠を説明できる実績値を示すことが望ましいです。安全衛生経費はP11の確認表を参考に、元下間での費用負担者を協議し、自身が負担する経費を計上します。代表的な安全衛生経費は右の通りです。

A.保護具

保護帽、墜落制止用器具、保護メガネ、安全靴、手袋、安全チョッキ、空調服、熱中症対策(熱中症飴、経口補水液等)

B.安全衛生教育・技能講習、特別教育

職長・安全衛生者教育、足場の組み立て等作業主任者技能講習、足場組立等特別教育、玉掛技能講習、機械工具の点検

C.健康診断・その他

一般定期健康診断、アルコールチェッカー導入費

※参考

経費率について、雇用されている労働者一人あたりの参考数値として、各専門工事業団体が安全衛生経費率を公表している場合もあります。とび工(全国仮設安全事業協同組合)労務費の10.23%、瓦工(全日本瓦工事業連盟)、労務費の9%等。

4、建退共掛金(内訳明示の対象)

組合を通じ、建退共に任意加入し、証紙320円を就労日数分見積もる。

※上位会社から証紙やポイントが支給される場合はその分を差し引くこと。

5、その他経費

事業所で雇用されている労働者であれば、道具や作業着は会社から支給され、交通費も会社が精算します。一人親方は当然、上位会社から支給されなければ自己負担となるため、これらの経費が適正に価格転嫁されなければ、労務費が削られてしまいます。工事に必要な経費は自身の確定申告書から経費率を算出し、これまでに積算した代金に乗じて算出します。

収入金額ー売上原価(材料費・外注費)=粗利益
経費の総額 $\div$ 粗利益=経費率

○ポイント

適正な労務費を請求する他に、自身の仕事に応じた必要経費を把握し、算出根拠を意識しながら、請求・要求し、処遇改善を一歩ずつでも前に進めていくことが重要です。

※参考

国土交通省は公共工事設計労務単価とは別に、事業主が負担する「雇用に伴う必要経費」として明示している参考値を「設計労務単価の48%」に見直しました。この数字には、法定福利費の事業主負担分や労務管理費、安全管理費などの現場作業に掛かる経費が含まれています。上記の考え方をもとに一人親方の経費を算出した際の参考になる数値と言えます。

見積り例 (全建総連版標準見積書 一人親方用)

全建総連版一人親方用 鑑シート

建設業許可番号

知事許可 (般一) 第 号
許可年月日 令和 年 月 日

見積番号

20260402

2026 年 4 月 10 日

見積書

東京土建建設 御中

住 所 東京都足立区梅島 1 - 2 - 2 6

事業所名 足立建設 土建 太郎

TEL 03 - 5845 - 5011

FAX 03 - 5845 - 5014

見積金額合計(税込) ￥1,293,540-

※うち消費税 (￥117,595-)

内 訳	金 額 (税 抜)
見積金額合計のうち	
材料費	¥0-
労務費	¥1,012,529-
建退共掛金 ※一人親方は任意組合を通じて、建退共制度に加入することができます。	¥9,600-
安全衛生経費 ※労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する	¥36,720-
一人親方労災特別加入の保険料	¥10,200-
※材料費・労務費、建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費である建退共掛金・安全衛生経費は、建設業法第20条第1項等により、見積書において内訳明示することとされている経費です。 ※見積金額合計には、記載外の費用（諸経費等）も含まれます。また、安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります。このため、見積書金額合計と、材料費、労務費、建退共掛金、安全衛生経費、一人親方労災特別加入の保険料の合計は一致しません。	

工 事 名	東京土建組合会館建設工事
工 事 場 所	東京都新宿区北新宿
見積有効期限	令和 8 年 4 月 末 日
支 払 条 件	引き渡し月の翌月末までに振り込みによる支払い
工 期	自 令和 8 年 6 月 1 日
	至 令和 8 年 7 月 10 日
受 渡 場 所	工事場所
そ の 他	特になし

以上のとおり、お見積り申し上げます。

何かあればまずは組合に相談を!!

●様々な相談に対応します

- ・上位企業と労務単価の交渉をしたが、一方的に以前の単価を強要された
- ・現場の就労環境が良くない、現場で無理な工期を押し付けられる
- ・法人を設立して建設業許可を取得したい
- ・36協定の提出がわからない、就業規則を整備したい
- ・担い手3法のことをもっと知りたい
- ・現場損害賠償保険に加入したい、労災上乗せ保険に加入したい

などなど様々な相談に対応します。

●上位会社から労務費・労務単価を決められていませんか、 このような契約・見積りは建設業法違反になります

【通常必要と認められる労務費を著しく下回る恐れのある取引事例】

- ①数年にわたって労務単価を見直さない
- ②合理的な理由、根拠のない一律・一定比率の減額
- ③工事予算を前提とした指値
- ④複数者から徴収した最低額を別の事業者にし、減額変更を依頼
- ⑤取引関係の維持を目的に、根拠なく労務費を減額して見積もる
- ⑥工事条件を考慮せず、実現困難な歩掛を使用



通常必要と認められる
労務費を著しく下回る
おそれのある取引事例集

国土交通省

建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」

国土交通省大臣の許可を受けた建設業者の、建設業に係る法令違反行為の情報（通報）を受け付ける窓口で、365日、24時間、いつでも、どこからでも情報収集フォームから違反情報の提供が可能です。

「建設業相談窓口ナビ」で建設業法違反のおそれがある取引行為か確認

まずはチェック！
建設業相談窓口ナビ



駆け込みホットライン
情報収集フォーム



「駆け込みホットライン」で 受け付ける建設業法違反事例

- ・無許可業者と500万円以上の下請契約を締結している
- ・60日を超える「割引困難手形」で下請代金が支払われた
- ・営業所や工事現場に必要な技術者が設置されていない
- ・書面契約を交わしてくれない
- ・著しく短い工期や原価割れの契約を締結させられた
- ・見積書に記載した労務費などを一方的に減額された
- ・一方的に請負代金や工期を決定され、協議に応じてもらえない

通報の際はあらかじめ以下を確認

建設業法違反疑義者情報(必須)

本店所在地、商号又は名称、代表者名、許可区分、許可番号

建設業法違反疑義内容(必須)

契約書面不作成、見積りのやりとりにおける労務費の減額、
時間外労働規制に反するような短い工期設定等

具体的な建設業法違反疑義内容について(必須)

いつ、どこで、だれが、何をしたか、経緯等

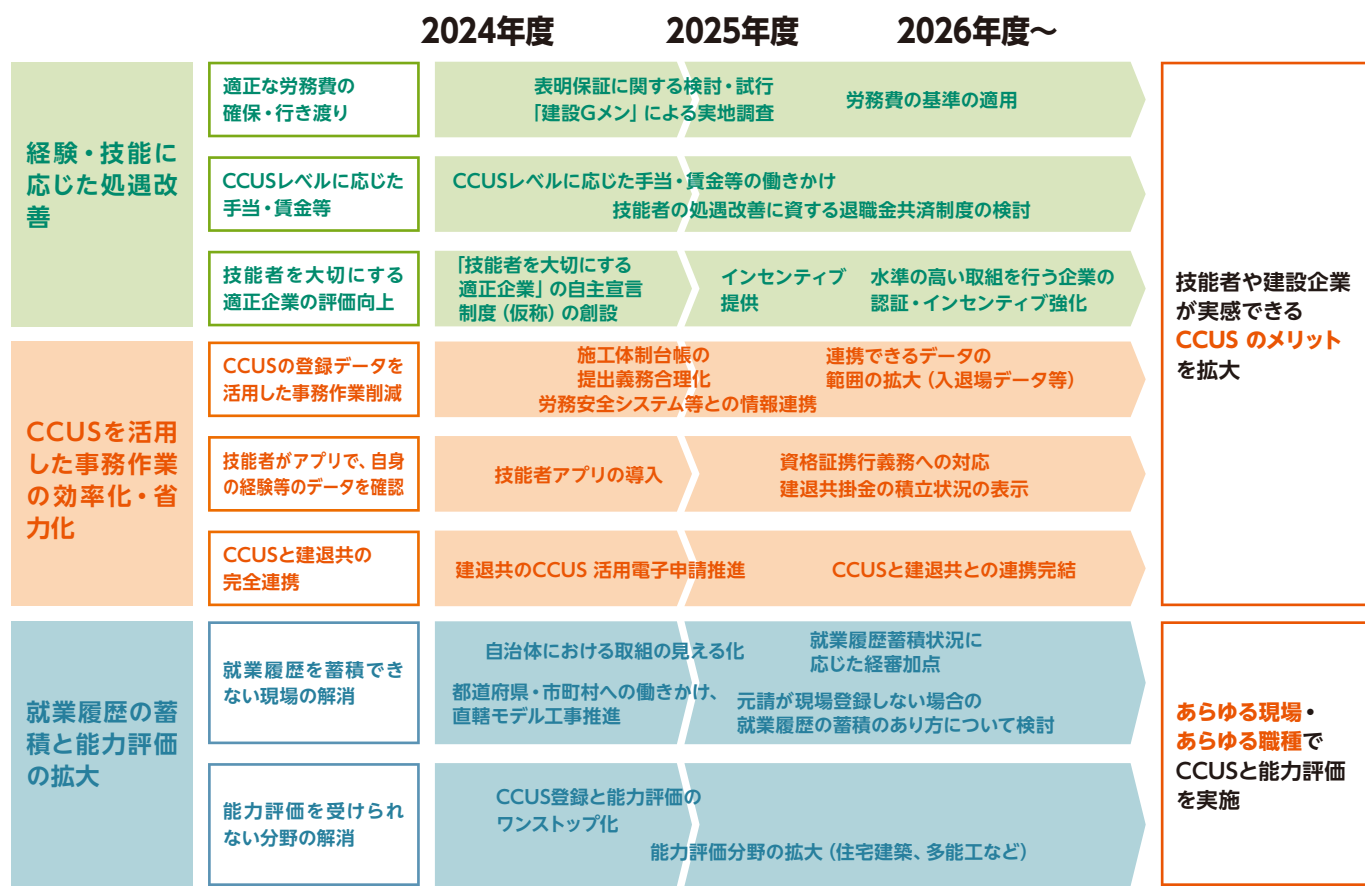
工事情報(任意)

工事名、施工場所、工事代金(税抜)、工期

関係資料(任意)

契約書、見積書、交渉記録、監理技術者証等の資料等

CCUS利用拡大に向けた3か年計画（ロードマップ）



足立支部 〒121-0816 足立区梅島1-2-26
TEL 03-5845-5011 FAX 03-5845-5014

荒川支部 〒116-0002 荒川区荒川6-3-1
TEL 03-3892-9131 FAX 03-3892-9381

葛飾支部 〒124-0012 葛飾区立石8-34-4
TEL 03-5698-1261 FAX 03-5698-1262

文京支部 〒113-0022 文京区千駄木2-23-7
TEL 03-3827-5561 FAX 03-3827-2068

台東支部 〒110-0012 台東区竜泉1-15-2
TEL 03-3876-1966 FAX 03-3875-5965

墨田支部 〒131-0032 墨田区東向島2-11-13
TEL 03-3614-3806 FAX 03-3614-3808

江東支部 〒136-0073 江東区北砂1-11-4
TEL 03-3640-2411 FAX 03-3640-2515

江戸川支部 〒132-0022 江戸川区大杉2-12-10
TEL 03-3655-6448 FAX 03-3656-0959

板橋支部 〒173-0011 板橋区双葉町36-6
TEL 03-3963-5325 FAX 03-3962-0392

豊島支部 〒171-0021 豊島区西池袋5-22-15
TEL 03-3986-2471 FAX 03-3986-2076

北支部 〒114-0002 北区王子1-13-3
TEL 03-5390-6021 FAX 03-5959-5766

練馬支部 〒176-0023 練馬区中村北1-6-2
TEL 03-3825-5522 FAX 03-3825-7547

港支部 〒105-0014 港区芝2-30-7
TEL 03-3451-6673 FAX 03-3451-6643

品川支部 〒142-0041 品川区戸越5-18-2
TEL 03-3783-0471 FAX 03-3783-1063

大田支部 〒144-0051 大田区西蒲田6-17-4
TEL 03-3731-5527 FAX 03-3735-1537

目黒支部 〒152-0002 目黒区目黒本町1-10-26
TEL 03-3719-2741 FAX 03-3719-2743

渋谷支部 〒151-0072 渋谷区幡ヶ谷2-18-6
TEL 03-6304-2315 FAX 03-5308-5930

世田谷支部 〒154-0011 世田谷区上馬5-34-16
TEL 03-3413-3020 FAX 03-3413-3021

新宿支部 〒169-0074 新宿区北新宿4-33-9
TEL 03-3362-2161 FAX 03-3362-2289

中野支部 〒165-0024 中野区松が丘1-8-4
TEL 03-3388-5441 FAX 03-3319-1446

杉並支部 〒166-0003 杉並区高円寺南3-6-2
TEL 03-3313-1445 FAX 03-3313-7096

三鷹武蔵野支部 〒181-0012 三鷹市上連雀7-33-8
TEL 0422-47-9101 FAX 0422-47-9104

狛江支部 〒201-0015 狛江市猪方3-25-37
TEL 03-3480-9761 FAX 03-3430-0505

調布支部 〒182-0017 調布市深大寺元町1-15-1
TEL 042-484-0505 FAX 042-484-0524

多摩西部支部 〒190-0003 立川市栄町3-29-19
TEL 042-535-3332 FAX 042-535-3335

西多摩支部 〒205-0001 羽村市小作台5-21-6
TEL 042-555-5221 FAX 042-555-5277

小金井国分寺支部 〒185-0014 国分寺市東恋ヶ窪2-36-32
TEL 042-324-5940 FAX 042-326-2094

府中国立支部 〒183-0057 府中市晴見町2-15-5
TEL 042-363-6554 FAX 042-363-6847

八王子支部 〒193-0931 八王子市台町2-11-26
TEL 042-624-4632 FAX 042-624-4691

日野支部 〒191-0053 日野市豊田2-25-10
TEL 042-584-0280 FAX 042-584-0933

多摩・稲城支部 〒206-0024 多摩市諏訪1-7-26
TEL 042-373-3888 FAX 042-337-0676

町田支部 〒194-0032 町田市本町田2387-5
TEL 042-722-0141 FAX 042-723-6191

小平東村山支部 〒187-0042 小平市仲町381
TEL 042-342-2846 FAX 042-342-2848

清瀬久留米支部 〒203-0054 東久留米市中央町5-10-17
TEL 042-473-8751 FAX 042-473-8753

西東京支部 〒202-0015 西東京市保谷町6-8-18
TEL 042-461-1045 FAX 042-464-3025

村山大和支部 〒208-0003 武蔵村山市中央3-7-1
TEL 042-563-3261 FAX 042-564-6547

リーフレット編集組合（五十音順）

神奈川建設労働組合連合会

〒221-0045 神奈川県横浜市中区神奈川2-19-3
建設プラザかながわ3階
TEL 045-453-9701 FAX 045-453-9705

神奈川土建一般労働組合

〒221-0045 神奈川県横浜市中区神奈川2-19-3
建設プラザかながわ5階
TEL 045-453-9806 FAX 045-453-9807

埼玉土建一般労働組合

〒336-8512 埼玉県さいたま市南区鹿手袋6-18-12
TEL 048-863-6211 FAX 048-837-1989

千葉土建一般労働組合

〒260-0002 千葉県千葉市中央区旭町17-3
TEL 043-202-1311 FAX 043-202-1312

東京土建一般労働組合

〒169-0074 東京都新宿区北新宿1-8-16
けんせつプラザ東京
TEL 03-5332-3971 FAX 03-5332-3972